

青森県立特別支援学校 教育推進プラン

平成22年 7月 7日

青森県教育委員会

目 次

はじめに

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 教育推進プラン策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 教育推進プランの実施期間 | 2 |

I 現状と課題 3

- | | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 視覚障害を対象とする特別支援学校における教育 | |
| 2 | 聴覚障害を対象とする特別支援学校における教育 | |
| 3 | 知的障害を対象とする特別支援学校における教育 | |
| | (1) 東青地区、中南地区及び三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校 | |
| | (2) 西北地区、上北地区及び下北地区の知的障害を対象とする特別支援学校 | |
| 4 | 肢体不自由を対象とする特別支援学校における教育 | |
| 5 | 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校における教育 | |
| 6 | 地域における特別支援教育のセンター的機能 | |

II 基本方針 9

- | | | |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 複数の障害種別に対応した教育の充実 | |
| 2 | 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実 | |
| 3 | 高等部教育の充実 | |
| 4 | 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実 | |

Ⅲ 実施計画

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 前期実施計画(平成23年度～25年度)…………… | 10 |
| | (1) 知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実 | |
| | (2) 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の高等部教育の充実 | |
| | (3) 聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実 | |
| | (4) 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討 | |
| | (5) 知的障害を対象とする特別支援学校高等部の職業教育の充実に向けた検討 | |
| | (6) 視覚障害を対象とする特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討 | |
| 2 | 後期実施計画(平成26年度～28年度)…………… | 11 |

1 教育推進プラン策定の趣旨

近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害が重度・重複化、多様化する傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の一層の充実が求められるようになっていきます。

本県では、各特別支援学校が自校の教育の充実に向けて取り組むとともに、就学前からの教育相談など地域における特別支援教育の支援拠点としての役割を積極的に果たしており、今後も幼稚園、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じた助言又は援助など、更なるその機能の発揮が求められています。

一方、国においては、学校教育法の一部改正（平成19年4月1日施行）が行われ、盲学校、聾学校及び養護学校は、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校となったほか、地域における特別支援教育のセンター的機能^{※1}の発揮についても求められるようになりました。

これらを背景として、県教育委員会では、平成20年5月、学識経験者等による「青森県特別支援学校在り方検討会議」を設置し、今後の県立特別支援学校の在り方について諮問を行いました。平成21年1月、同会議によって答申がまとめられ、県立特別支援学校の整備・充実の方向性について主に以下のような提言が行われました。

- ・ 視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校における専門的機能の維持・継続及び支援機能の拡充
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校における肢体不自由教育部門の設置、大規模化の緩和及び高等部職業教育の拡充
- ・ 肢体不自由を対象とする特別支援学校における医療的ケア^{※2}等の専門的な支援を必要とする重度重複障害児に対応する教育機能の充実

※1 地域における特別支援教育のセンター的機能：幼稚園、保育所、保育施設等や小学校、中学校及び高等学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童又は生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めること。（参考：学校教育法第74条、同法第81条第1項、「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン」平成20年3月文部科学省、厚生労働省）

※2 医療的ケア：特別支援学校で行われる日常的・応急の手当。たんの吸引、経管栄養及び導尿は、医療安全の確保が確実となるような一定の条件の下で、教員が看護師との連携・協力の下に行うことが許容される。（平成18年度版文部科学省白書）

- ・ 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校における高等部機能の拡充
- ・ 関係機関との連携強化による地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

県教育委員会では、この答申を踏まえ、新たな特別支援学校制度の下、本県における特別支援学校の充実・発展に資するため、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」を策定しました。

2 教育推進プランの実施期間

平成23年度から25年度までを前期、26年度から28年度までを後期として、障害のある幼児児童生徒の動向や社会状況の変化、国及び県の施策の動向等を踏まえて段階的に実施します。

I 現状と課題

1 視覚障害を対象とする特別支援学校における教育

<現状>

青森市に幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科を有する県立盲学校、八戸市に小学部及び中学部を有する八戸盲学校を設置しています。在籍幼児児童生徒数は、近年ほぼ横ばいの傾向にあり、各学校では、点字の読み書きをはじめ、文字を拡大するなどの視覚を最大限活用した学習のほかに、理療に関する国家資格の取得を目指した職業教育など、視覚障害教育の専門性を生かし、幼児児童生徒一人一人に応じた指導の充実に努めています。

また、小学校及び中学校に在籍する視覚障害のある児童生徒や中途視覚障害者※³への支援を行っています。

<課題>

視覚障害を対象とする特別支援学校では、在籍幼児児童生徒の障害の重複化や幅広い年齢層に対応した教育課程の編成・実施、自立と社会参加を目指した幼稚部、小学部、中学部及び高等部の一貫した教育、中途視覚障害者に対する教育相談など、視覚障害教育に関する専門性を高め、一層の教育の充実に図ることが求められています。

また、視覚障害教育の専門性を活用し、視覚障害を対象とする特別支援学校が未設置の地区における小学校及び中学校に在籍する視覚障害児や、中途視覚障害者に対する支援機能の拡充が求められています。

2 聴覚障害を対象とする特別支援学校における教育

<現状>

青森市に幼稚部、小学部、中学部及び高等部を有する青森聾学校、弘前市及び八戸市に幼稚部、小学部及び中学部を有する弘前聾学校及び八戸聾学校をそれぞれ設置しています。在籍幼児児童生徒数は、近年、緩やかな減少傾向にあ

※3 中途視覚障害者：緑内障や糖尿病などの病気やけがなどにより視覚障害になった人。

り、各学校では、補聴器等を活用したり、絵や文字、指文字、手話等を用いたりすることで、話し言葉や書き言葉の習得を図るなど、聴覚障害教育の専門性を生かし、幼児児童生徒一人一人に応じた指導の充実に努めています。

また、医療の進歩により聴覚障害の早期発見や人工内耳^{※4}の装着が進み、早期から言葉を聞き取る力を育てることができるようになったことから、医療機関と連携した乳幼児に対する教育相談を積極的に行うとともに、地域の小学校及び中学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒に対する支援を行っています。

加えて、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍する発達障害の幼児児童生徒のための支援要請も増えています。

<課題>

聴覚障害を対象とする特別支援学校は、自校における自立と社会参加を目指した指導の一層の充実や、新生児聴覚スクリーニング検査^{※5}後の教育相談への対応など、聴覚障害教育に関する専門性を高め、一層の教育の充実に努めることが求められています。

また、聴覚障害教育の専門性を活用し、発達障害の幼児児童生徒に対する言語及びコミュニケーションについての支援機能の拡充が求められています。

3 知的障害を対象とする特別支援学校における教育

<現状（県全体）>

県内6地区（東青、西北、中南、上北、下北、三八）に設置している知的障害を対象とする特別支援学校では、児童生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、関係機関との連携の下、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し指導に当たるなど、小学部から高等部まで一貫した指導を進めています。

特に、児童生徒の障害が重度・重複化、多様化する傾向にあり、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実に努めています。また、就職を希望する生徒に対し、個別の教育支援計画を活用し、産業現場等における実習など職業教育や進

※4 人工内耳：蝸牛（かぎゅう）に電極を埋め込んで、直接内耳の聴神経を電気的に刺激し脳に音を伝える装置。

※5 新生児聴覚スクリーニング検査：早期に難聴を発見し、療育につなげる目的で分娩施設で実施している聴力検査。

路指導の充実に努めており、卒業生の就職及び職場定着に一定の成果が見られます。

(1) 東青地区、中南地区及び三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校

<現状>

東青地区においては、青森市に小学部、中学部及び高等部を有する青森第二養護学校、高等部単独校で職業教育を中心に行う青森第二高等養護学校、知的障害及び肢体不自由を対象とする高等部単独校の青森第一高等養護学校を設置しています。

中南地区及び三八地区においては、いずれも小学部、中学部及び高等部を有する特別支援学校として、弘前市に弘前第一養護学校、黒石市に黒石養護学校、八戸市に八戸第二養護学校をそれぞれ設置しています。

青森第二高等養護学校は、県下で唯一、産業科を設置している学校として、生徒の就労実現を推進する上で大きな役割を果たしています。

また、知的障害を対象とする特別支援学校では、在籍児童生徒数が増加傾向にあります。特に、八戸第二養護学校では、増加が顕著であり、学級数が増え学校規模が拡大しています。

<課題>

在籍児童生徒数の増加が著しく、学校規模が拡大している八戸第二養護学校においては、教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる学習を展開することが難しくなっており、適切な学習環境が求められています。

また、中南地区及び三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校においては、職業教育を中心とする高等部教育の一層の充実に努めることが求められています。

(2) 西北地区、上北地区及び下北地区の知的障害を対象とする特別支援学校

<現状>

西北地区、上北地区及び下北地区においては、いずれも小学部、中学部及び高等部を有する特別支援学校として、つがる市に森田養護学校、上北郡七戸町に七戸養護学校、むつ市にむつ養護学校をそれぞれ設置しています。

これらの地区においても、近年、児童生徒の障害が重度・重複化、多様化する傾向にあり、肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒が、居住地に近い知的障害を対象とする特別支援学校を選択するケースが多くなってきました。

<課題>

知的障害を対象とする特別支援学校は、肢体不自由を対象とする特別支援学校が未設置である西北地区、上北地区及び下北地区において、知的障害と肢体不自由の障害の特性に応じた教育を充実することが求められています。

4 肢体不自由を対象とする特別支援学校における教育

<現状>

青森市に小学部及び中学部を有する青森第一養護学校と、高等部単独校の知的障害及び肢体不自由を対象とする青森第一高等養護学校、弘前市及び八戸市に小学部、中学部及び高等部を有する弘前第二養護学校及び八戸第一養護学校をそれぞれ設置しています。なお、青森第一養護学校、弘前第二養護学校及び八戸第一養護学校の3校は、県立医療療育センターと隣接しており、児童生徒に対する医療的ケアや運動、健康管理などについて、医師等医療の専門家からの助言を指導に生かすなど、指導の充実に努め、医療等関係機関との連携を図りながら支援を行っています。

在籍児童生徒数は、平成10年度から平成20年度までの10年間で、ほぼ横ばいで推移する中、重複学級に在籍する児童生徒数の割合は58%から67%

と増加しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒は、日常的・応急的手当の頻度が多くなるとともに、摂食指導^{※6}等の専門的な支援を必要とするなど、障害が重度・重複化の傾向にあります。

肢体不自由を対象とする特別支援学校においては、児童生徒の自立と社会参加を目指し、障害の状況や進路希望に応じた教育課程を編成し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導や支援が行われています。

また、肢体不自由を対象とする特別支援学校では、小学校及び中学校に設置されている肢体不自由を対象とする特別支援学級に在籍する児童生徒への支援も行っています。

<課題>

近年増えつつある医療的ケアや摂食指導等の専門的な支援を必要とする重度重複障害児への支援を含め、今後も医療等関係機関との連携を深めていくことにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応し、更に専門的な指導や支援を充実することが求められています。

5 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校における教育

<現状>

青森市に小学部及び中学部を有する青森若葉養護学校と小学部、中学部及び高等部を有する浪岡養護学校を設置しているほか、浪岡養護学校の高等部分教室を青森若葉養護学校内に設置しています。なお、青森若葉養護学校は県立中央病院と、浪岡養護学校は国立病院機構青森病院とそれぞれ隣接しており、医師等医療の専門家からの助言を指導に生かすなど、指導の充実に努め、医療等関係機関との連携を図りながら支援を行っています。

在籍する児童生徒は、治療のために転入したり、病状が寛解^{※7}し前籍校へ転出するなど、短期間の入退院を繰り返す傾向があります。

在籍児童生徒数が、近年、ほぼ横ばいで推移する中、学校開設当初に多かった慢性疾患や筋ジストロフィーなどの児童生徒が少なくなっている一方

※6 摂食指導：かむ、飲み込むなどの食べる機能の状態に配慮した指導。

※7 寛解：症状が一時的または永続的に軽減または消失すること。

で、精神疾患等を有する児童生徒の転入学の割合が増えています。

また、浪岡養護学校高等部青森若葉分教室については、開設当時は転入学する生徒が少なかったことから、分教室として対応してきましたが、青森若葉養護学校の中学部を卒業した生徒を含め、一定の在籍が見られるようになっていきます。

<課題>

精神疾患等を有する児童生徒に対する専門的な対応とともに、入退院に伴う転出入における小学校、中学校及び高等学校との連携をより一層強化し、継続した適切な支援を行うことが求められています。

あわせて、青森若葉養護学校内に設置している浪岡養護学校高等部分教室については、近年、一定の在籍が見られるようになったことから、青森若葉養護学校の教育目標に基づいて小学部、中学部及び高等部の一貫した教育を行うことが求められています。

6 地域における特別支援教育のセンター的機能

<現状>

各特別支援学校は、自校の在籍幼児児童生徒の指導に加えて、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及び保護者への支援や、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員への助言又は援助などを積極的に行い、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たしてきました。

これらの取組により、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を対象とした教育相談の総件数は、平成18年度以降、年間5,000件を超えています。

<課題>

各特別支援学校においては、地域の医療や福祉、労働等関係機関との連携を強化し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校への支援を一層充実することが求められています。

Ⅱ 基本方針

特別支援学校においては、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒について、充実した学習環境で、専門性の高い指導による適切な教育を推進するとともに、地域の医療や福祉、労働等関係機関との連携を深め、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たしていくことがますます重要となっています。

このことから、青森県特別支援学校在り方検討会議の答申を踏まえ、次の視点から教育推進プランを策定し、特別支援学校の充実・発展を図ります。

1 複数の障害種別に対応した教育の充実

肢体不自由のある児童生徒が地域の身近な特別支援学校に就学し、障害の特性に応じた専門的な指導を受けられるように、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実を図ります。

2 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実

在籍児童生徒数が多くなり、学校規模が大きくなっている知的障害を対象とする特別支援学校について、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる適切な学習環境の充実を図ります。

3 高等部教育の充実

生徒一人一人の自立と社会参加に必要な生きる力を一層高めるため、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部について義務教育段階からの一貫した教育の充実を図るとともに、知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、職業的自立を目指した教育の充実を図ります。

4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

Ⅲ 実施計画

1 前期実施計画（平成23年度～25年度）

（1）知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実

知的障害を対象とした七戸養護学校及びむつ養護学校については、肢体不自由教育部門を整備し、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した専門的な教育の充実を図ります。

なお、森田養護学校については、児童生徒の動向等を踏まえ、検討を進めます。

（2）病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の高等部教育の充実

青森若葉養護学校については、発達段階に応じて自分の病気を理解し、生活を自己管理するなどの力をより一層高めることができるように、小学部、中学部及び高等部の一貫した教育の充実を図ります。

（3）聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実

弘前聾学校については、聴覚障害教育の専門性を活用し、中南地区における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援拠点としての役割を持たせ、地域における特別支援教育のセンター的機能の一層の充実を図ります。

なお、青森聾学校及び八戸聾学校については、それぞれの地区の状況等を踏まえ、検討を進めます。

(4) 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討

八戸第二養護学校については、県立学校の余裕教室を活用するなど、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる、適切な学習環境の充実に向けた検討を進めます。

(5) 知的障害を対象とする特別支援学校高等部の職業教育の充実に向けた検討

知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、卒業生の就職及び職場定着の一定の成果を踏まえ、生徒の自立と社会参加を一層図るため、職業教育の充実に向けた検討を進めます。

(6) 視覚障害を対象とする特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討

県立盲学校及び八戸盲学校については、視覚障害教育の専門性を活用し、視覚障害を対象とする特別支援学校が未設置の地区における小学校及び中学校に在籍する視覚障害のある児童生徒や中途視覚障害者への支援拠点としての役割を持たせ、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討を進めます。

2 後期実施計画（平成26年度～28年度）

前期実施計画の実施状況等を踏まえ、平成25年度に後期実施計画を策定し、特別支援学校の充実・発展を図ります。

◇ 問い合わせ先

〒030-8540 青森市新町2丁目3-1

青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

電話 017-734-9882

ファックス 017-734-8270

メールアドレス E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp